

下呂市馬瀬商工会だより



令和7年7月吉日（文月）

発行：下呂市馬瀬商工会

TEL：0576-47-2244

<https://www.gifushoko.or.jp/geroshimaze/>

下呂市馬瀬名丸406

下呂市を日本一安心して暮らせるまちに 事業所版の防災計画 事業継続力強化計画

梅雨真っ只中と言える中、先月下旬、突然の大雨に見まわれ、土砂崩れや冠水が発生し、道路の通行止めや一部地域では避難指示も出される事態となってしまいました。

「地震」「台風等による風水害・洪水・停電・土砂災害」、「新型コロナウイルス感染症等の感染症」・・・このような予期せぬ災害などに企業が直面した際に、事業活動を継続し、適切に回復するための能力、これが「事業継続力」です。

万が一の災害にあった場合、どのような影響を受けるのでしょうか？「生産・サービスの停止」「データの喪失」「顧客・取引先との信頼喪失」「従業員の安全問題」「金銭的喪失」など、その影響は計り知れません。そこで安定した経営を続けるために、事業継続力について考えてみませんか。商工会は、「事業継続力強化計画の必要性」から「計画の作成と認定」、そして「計画認定後の見直し」の支援を行います。

先月と今回の商工会だよりにも案内チラシを同封いたしました。下記のように「事業継続力強化計画作成セミナー」を開催します。



災害時には一刻も早い事業の再開を目指すことでお客さまだけでなく、地域で働く人々の生活を守ることに繋がります。みんなが安心して暮らせるまちをつくるために「事業所版の防災計画」をみんなでつくり、互いに助け合えるまちを作っていきましょう。

☆事業継続力強化計画作成セミナー

「みんなでつろう！ 事業所版の防災計画」

開催日時：令和7年7月17日（木）午後1時～

開催場所：星雲会館2階

講師：藤井 健太郎 氏

申し込み：同封しました案内チラシをご利用いただくか、商工会にお電話ください。

会社やお店の・・・

「次の一手を考える」セミナー

自社を客観的に分析して見えるようになると、これから進む方向も捉えやすくなります。「いろいろ考えたいけど、なかなかじっくりと時間がとれないでいる。」という方、この時間をぜひご活用ください。受講料は無料です！

☆テーマ 現状を知り、将来を考えるために

強みや弱み、経営環境を分析する

☆日時 令和7年7月29日（火）午後1時30分～

☆会場 下呂市民会館3階 第2研修室

☆講師 中小企業診断士 鷲見 暁 氏

詳細・受講申し込みは、同封のチラシをごらんください。

令和7年6月1日施行 職場における熱中症対策の強化

6月に30度以上となる日があるなど、今年も大変暑い夏が予想されます。近年、職場での熱中症により1年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。このような中、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日に施行されました。



この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられます。

- 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
 - ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
 - ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 2 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、
 - ①作業からの離脱
 - ②身体の冷却
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業
このような「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられ、適正に行わなかった場合の罰則（労働安全衛生法第119条）も措置されています。

“いつもと違う”と思ったら「熱中症」を疑え！

【あれっ、何かおかしい】

「手足がつる」

「立ちくらみ・めまい」

「吐き気」

「汗のかき方がおかしい」

汗が止まらない

汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

【あの人ちょっとヘン】

「イライラしている」

「フラフラしている」

「呼びかけに反応しない」

「ボーッとしている」



すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

いよいよ本格的な夏を迎えますが、「STOP！ 熱中症」を徹底しましょう！

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう！ エイジフレンドリーガイドライン

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする

裏面につづきます。

第三次産業で増加しています。
こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

【事業者に求められる事項】

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

- 1. 安全衛生管理体制の確立
- 2. 職場環境の整備
- 3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4. 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5. 安全衛生教育



そこで、補助金制度をご紹介します！

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」

「エイジフレンドリー補助金」では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業者の皆さまを支援します。高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、本補助金をご検討ください。



【安全衛生対策コース名】

- ①総合対策コース
- ②職場環境改善コース（熱中症予防対策プランもあり）
- ③転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース
- ④コラボヘルスコース

【補助金申請受付期間】 ※予算額に達した場合は申請受付を終了する場合があります。

令和7年5月15日～10月31日

詳細については、「エイジフレンドリー補助金」で検索！

融資のご相談は商工会へ！
日本政策金融公庫「マル経融資」

「マル経融資」とは、国が100%出資している金融機関である日本政策金融公庫から受けられる公的な融資制度です。正式名称は「小規模事業者経営改善資金」といいます。
マル経融資の特徴は、融資の窓口は商工会で、融資元は日本政策金融公庫と役割が分かれている点です。小規模事業者（個人事業主や中小企業）は、商工会を通じて融資を受けられるよう

日本政策金融公庫へ推薦してもらい、審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることになります。 **無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。**



すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。先ずはお電話を！

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
返済期間	10年以内（据置期間2年）	
利 率	年1.80%（令和7年7月1日現在）	
申込時の必要書類	・直近2期分の決算書、確定申告書（決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表） ・登記簿謄本（法人の場合） ・設備資金の場合、見積書・カタログ等の資金使途がわかるもの。 ・納税証明書 等 ※あくまで主なものです。追加資料をお願いする場合があります。	

※下呂市による利子補給制度もあります。（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償！
全国商工会会員福祉共済

商工会会員とその家族、従業員、従業員の家族とご加入できる方が幅広い、全国商工会連合会が設けた共済制度です。掛金は職業・年齢・性別に関係なく一律月額2,000円～（傷害プランの場合）で、仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガの時の補償に対応します。また、月額掛金1,000円を追加すれば「医療特約」として病気での入院も補償します。さらに、一生涯のうち約2人に1人になると言われ非常にリスクが高い「がん」。この「がん」に対する補償の「トータルがんプラン（月額3,000円）」もあります。共済を利用しないで済むのが一番ですが、「もしもの時に・・・」と一度ご検討ください。



お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから！
商工会Webセミナー

Webセミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できる商工会の専用サービスです。「いつでも、どこでも、何度でも」利用できます。幅広い分野のセミナーがもりだくさん！経営支援情報の入手、社内研修として、自己啓発などにぜひご活用ください。

商工会ホームページのバナーから入ることができますが、利用には専用IDとパスワードが必要です。
専用ID 5851 パスワード 5851



源泉所得税納期特例事業者の方へ

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月10日（木）までにしなければなりません。お忘れのないようにしてください。